

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

中央図書館地下6階電気室系統ほか空調設備整備業務

2 契約の相手方

ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

中央図書館の閲覧室及び5階フロア以外の空調設備の7月18日～8月1日の保守点検において、地下6階電気室系統空調設備2基の累積稼働時間が各々29,000時間を超過していることが報告された。

本設備の予防保全の対象となる24,000時間を超過しており、このまま放置すれば、不具合が発生した場合、冷気の送風ができなくなり、24時間温度管理しなければならない電気室の室温調整が困難になり、施設の運営に支障をきたすことになる。

また、貴重書庫系統のうち1系統、大阪市市史編纂所写真室系統の経年劣化部品についても交換する。

中央図書館のこれら空調機設備は、上記業者と令和6年4月1日に「大阪市立中央図書館 空気熱源ヒートポンプエアコン保守点検業務委託」として、保守点検契約を令和7年3月31日まで締結していることから、上記以外の業者が交換業務を行った場合、責任の所在が不明確となるため、保守点検契約と一貫性を図るためにも上記業者しか本業務に対応する事業者がない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 大阪市立中央図書館 総務担当
(電話番号 06-6539-3314)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

中央図書館大会議室映像音響設備整備業務

2 契約の相手方

パナソニック コネクト（株）現場ソリューションカンパニー 西日本社

3 随意契約理由

中央図書館の大会議室は専用の映像音響設備を設置しており、イベント等を開催する際、ワイヤレスマイクを使用している。

令和6年10月1日の保守点検において、平成8年の開館当初から使用しているパワーアンプ、及び、ワイヤレスマイクについて性能低下が認められたが、生産完了から長期間経過しており部品調達ができず、修繕が不可能であることが報告されたため、これらを更新する必要があることが判明した。

当該映像音響設備は、上記業者と「大阪市立中央図書館 映像音響設備保守点検業務委託」として、保守点検契約を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで締結していることから、上記以外の業者が交換作業を行った場合、責任の所在が不明確になるため、保守点検契約と一貫性を図るためにも上記業者しか本業務に対応する事業者がいない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 大阪市立中央図書館 総務担当
(電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田中学校ほか4校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」（契約相手方：NTT・TCリース株式会社）により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ
（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市学校給食食物アレルギー対応システムとの連携にかかる大阪市学校給食献立作成システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社コーエイコンピューターシステム 大阪支店

3 特名随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、学校給食の献立作成について、使用する食品および調理法の検討、並びに新献立の作成等を行い、学校給食の内容の充実を図るとともに、献立に使用する食材の発注管理を一括で行うことを目的として「大阪市学校給食献立作成システム（以下「本システム」という。）」の運用を行っている。

本業務は、食物アレルギー誤食事故の低減を図ると同時に、保護者と学校の負担を軽減することを目的とした「大阪市学校給食食物アレルギー対応システム」の導入・運用を行うにあたり、献立情報をはじめとした各種データの連携や帳票出力内容の追加・変更等、データ連携にかかるシステム改修業務を委託するものである。

本システムのソフトウェアは、契約の相手方である株式会社コーエイコンピューターシステムが独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、株式会社コーエイコンピューターシステムが改修業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（給食グループ）

電話番号：06-6208-9143